

令和5年2月28日

建設部土木課庶務係

報道機関各位

道路関連の申請の一部について電子申請が始まります

－申請手続きが簡素化－

市は、DXの推進や感染症対策の一環として、申請者の利便性の向上や対面事務の削減に向け、4月1日から、道路関連の申請の一部に電子申請を導入します。

今までは、官地の境界確定申請や道路占用許可申請等の際には、申請者が市役所に来庁し、窓口で申請書等を提出する必要がありました。

そこで、一部電子申請での受付も行うことにより、手続きの簡素化や迅速化などを図ります。

- | | |
|------------|--|
| 1. 開始時期 | 4月1日(土) |
| 2. 対象となる申請 | <ul style="list-style-type: none">・官地と民地との境界確定の申請・擁壁撤去などの承認工事の申請(道路法第24条申請)・道路占用許可の申請・法定外公共物使用許可の申請 <p>※上記、様式の押印が省略されているものに限りです</p> |
| 3. 申請方法 | ぐんま電子申請システムを利用して申し込む |

【問い合わせ】

建設部土木課庶務係

TEL 027-382-1111(内線1202)